

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業

既設竣工図等の閲覧について

平成27年12月

愛 知 県

# 愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業

## 既設竣工図等の閲覧について

平成 27 年 12 月 25 日に入札公告しました愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業（以下「本事業」という。）の既設竣工図等の閲覧を、本事業に参加するために使用する場合に限り、下記の要領にて希望者に対して行います。なお、実施方針時に閲覧した内容と同じものとなります。

### 1 申込方法

閲覧を希望する者は、「既設竣工図等閲覧申込書（様式 1）」に必要事項を記入し、電子メール(kankyo@pref.aichi.lg.jp)により提出するものとします。電子メールの件名欄に必ず、「【環境調査センター等 PFI】既設竣工図等の閲覧」と記入し、メール送信後に必ず確認の電話をしてください。申込書を確認の上、担当者から閲覧日時を電話又は電子メールにて連絡します。

### 2 閲覧方法

愛知県環境調査センターにおいて、希望者に対して閲覧を行います。この際、「既設竣工図等閲覧申請書（様式 2）」及び「守秘義務の遵守等に関する誓約書（様式 3）」に必要事項を記入の上、1 部提出してください。なお、既設竣工図等の貸与は不可とします。

閲覧場所 愛知県環境調査センター(閲覧時対応 愛知県環境調査センター 2 階 総務課)  
〒462-0032 名古屋市北区辻町字流 7 番 6  
電話 (ダイヤル) 052-910-5490

※閲覧場所は 5 名程度のスペースです。

※できるだけ公共交通機関を利用してください。(最寄駅：地下鉄上飯田駅・志賀本通駅)

### 3 閲覧資料

資料 既設設計図・施工図・竣工図等。(現在、保存されており、閲覧可能な資料に限る。)

### 4 閲覧上の注意事項

資料の閲覧は現在、保存されている閲覧可能な資料に限るため、過去の既設設計図・施工図・竣工図等をすべて網羅していません。また、資料は参考とし、現施設の状況と相違がある場合は、現施設の状況を優先するものとします。

### 5 申込期間

平成 27 年 12 月 28 日（月）から平成 28 年 1 月 22 日（金）まで  
（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年始（平成 27 年 12 月 29 日～平成 28 年 1 月 3 日）を除く。）  
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

### 6 閲覧期間

平成 28 年 1 月 18 日（月）から平成 28 年 1 月 29 日（金）まで  
（日曜日及び土曜日を除く。）  
閲覧可能時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

### 7 申込先（※閲覧場所とは違いますのでご注意ください。）

愛知県環境部環境政策課環境調査センター建設グループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1-2（愛知県西庁舎 6 階）  
電話 (ダイヤル) 052-954-6624  
メールアドレス kankyo@pref.aichi.lg.jp

## 既設竣工図等閲覧申込書

(申込者) 会社名

所在地

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業の既設竣工図等の閲覧を申し込みます。

担当者連絡先等

氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話	
フ ァ ッ ク ス	
メールアドレス	
希 望 日 時	(第1希望) 月 日 時から 時まで (第2希望) 月 日 時から 時まで (第3希望) 月 日 時から 時まで

# 既設竣工図等閲覧申請書

(申込者) 所在地  
会社名  
代表者名 印

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業の既設竣工図等の閲覧を申請します。

## 担当者連絡先等

氏名	
所属	
所在地	
電話	
ファックス	
メールアドレス	
閲覧者氏名	

注) 閲覧を行う際、環境調査センター総務課に提出のこと。

## 守秘義務の遵守等に関する誓約書

(申込者) 所在地  
会社名  
代表者名 印

愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業の既設竣工図等の閲覧をするに当たっては、下記事項を遵守することを誓約します。

### 記

#### 第1 (利用の目的)

- 1 当社は、本事業の入札における提案書を作成する目的（以下、「本目的」という。）のためにのみ閲覧を行うものであり、本目的以外の目的のために閲覧資料を利用しません。
- 2 当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の責任において応募グループの構成員及び協力会社に対し、閲覧資料の全部又は一部を開示することとします。

#### 第2 (秘密の保持)

当社は、開示を受けた閲覧資料を秘密として保持するものとし、前項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

#### 第3 (期間)

前項までに定める秘密の保持は、閲覧資料の内容が公知されない限り、存続するものとします。